

8. 債権の問題発生場面

Date

/

Date

/

Date

/



Aは、Bに対し、甲自動車を売却したが、甲自動車にはエンジンに欠陥があり、契約の内容に適合しないものであった。この場合に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 甲自動車の修理が可能であるときは、Bは、Aに対し、甲自動車の修理を請求することができるが、代わりの自動車を引き渡すことによる履行の追完を請求することができない。
- 2 Bが甲自動車の修理を求めたときは、Aは、Bに不相当な負担を課するものでなかったとしても、代わりの自動車を引き渡すことによって履行の追完を行うことができない。
- 3 Aが履行の追完をしない旨を明確に表示している場合、Bは、相当の期間を定めて履行の追完を催告しなければ、代金の減額を請求することができない。
- 4 AがBに甲自動車を引き渡した場合、Bは、その引渡しを受けた時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、Aに対して損害賠償請求権を行使することができない。
- 5 甲自動車の故障につき、Bに帰責事由がある場合には、BはAに対して代金の減額を請求することができない。

正解
5

8. 債権の問題発生場面「売主の責任」

1 妥当でない

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる（民法562条1項本文）。したがって、Bは、Aに対して、目的物の修補として甲自動車の修理を請求することもでき、代替物の引渡しとして代わりの自動車の引渡しも請求することができる。

2 妥当でない

売主が、買主から履行の追完の請求を受けた場合、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる（民法562条1項ただし書）。本問では、Aは、Bに不相当な負担を課するものであるときを除き、甲自動車の修理とは異なる方法による履行の追完をすることができる。したがって、Aは、代わりの自動車を引き渡すことによって履行の追完を行うことができる。

3 妥当でない

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる（民法563条1項）。もっとも、売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したときは、履行の追完の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる（同条2項2号）。したがって、Aが履行の追完をしない旨を明確に表示している場合には、Bは、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 妥当でない

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を「知った時から」1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、損害賠償の請求をすることができない（民法566条本文）。本問では、「引渡しを受けた時から」1年とされているため、誤りである。

5 妥当である

肢3の解説の通り、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる（民法563条1項）。もっとも、当該契約の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、代金の減額の請求をすることができない（同条3項）。したがって、Bに帰責事由がある場合、Bは、Aに対して代金の減額を請求することができない。

以上により、妥当なものは肢5であり、正解は**5**となる。